

国に「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める陳情

【陳情願意】

商店や農家などの自営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

このため、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、多くの税金を負担することになります。家族は、保育園や奨学金の申し込み、住宅ローンなど、所得証明が必要なサービスが受けられず、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げている」と指摘し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。日本国憲法は、「個人の尊重」（13条）、「職業選択の自由」（22条）、「個人の尊厳と両性の平等」（24条）、「財産権の保障」（29条）を定めており、これらの理念にも反します。

世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国500以上の自治体で採択され、世論と議会を動かしています。

【陳情項目】

- 1、国に対し所得税法第56条を廃止することを求める意見書を提出してください。

以上